

著作権法改正と障害者サービス

南 亮一（国立国会図書館）
cgms@ndl.go.jp

【本日本話する内容】

- 1 利用者の観点からみた著作権の構造
- 2 障害者サービスと著作権の関係：今とこれから

1 利用者の観点からみた著作権の構造（図 1）

(1) 著作物とは？

<条文> 著作権法 2 条 1 項 1 号

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

【著作物でないもの】

① 思想又は感情を表現していないもの

- ・ 客観的なデータ（人口、氏名、地名、価格、数量、書誌データ、化学式、歴史的事実、年号…）など。

※ ただし、それらを集めたもの（編集物・データベース）のうちでその選択・配列又は体系づけに創作性があるものは、全体として保護の対象となります。

② 創作的でないもの

(例) 5W1Hしか書いていないような記事

復刻・翻刻

複製画・複製写真

時系列順・50音順・条文順等、誰でも思い付くような配列でデータを並べた図表（誰が作っても同じようなものができる場合）

題号・キャッチフレーズ・スローガン（短すぎて創作性が発揮できない）

あるデータを棒グラフ・折れ線グラフ・円グラフ等、誰にでも思い付くような形にただけのもの

※ 新聞の見出しの利用をめぐる争われた裁判において、ほとんどの新聞の見出しは著作物に当てはまらない（ありふれた表現のため）とした判決あり（知財高裁平成 17 年 10 月 6 日判決「ヨミウリ・オンライン事件控訴審判決」）。

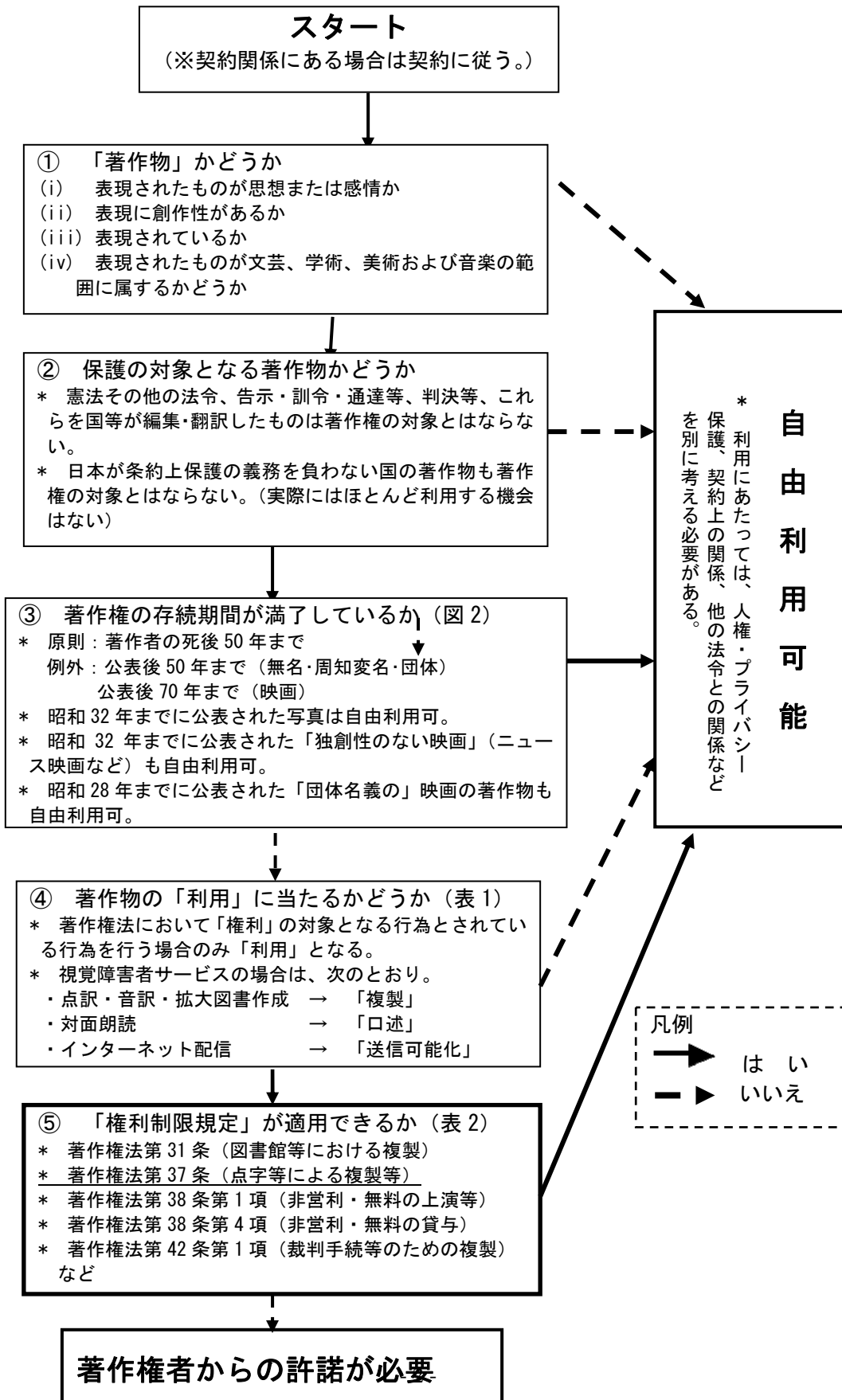
③ 表現されていないもの

→ アイデア、着想など。

④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属しないもの

- ・ 工業デザイン、服飾デザイン、工業製品、おもちゃ等

図1 著作権許諾チャート図



(2) 「著作権の保護の対象とならない著作物」とは

- ①日本における著作権保護の対象とならない著作物と②法令・通達・判決等の2種類がある。

① 日本が保護の義務を負わない著作物

著作権の保護を内容とする国際条約に加盟していない国の著作物は、日本では保護されません。平成21年9月現在で、以下の国の著作物がこれに該当します。ただ、いずれもマイナーな国なので、該当することはまずないものと思います。

アフガニスタン、イラク、イラン、トルクメニスタン、サンマリノ、エチオピア、エリトリア、サントメ・プリンシペ、セイシェル、ソマリア、キリバス、ツバル、ナウル、バヌアツ、マーシャル諸島

※ なお、北朝鮮は、平成13年1月28日に国際条約であるベルヌ条約に加盟したが、日本との国交がないため、その著作物は日本では保護されないこととされている。(東京地方裁判所平成19年12月14日判決〔北朝鮮映画事件判決〕)

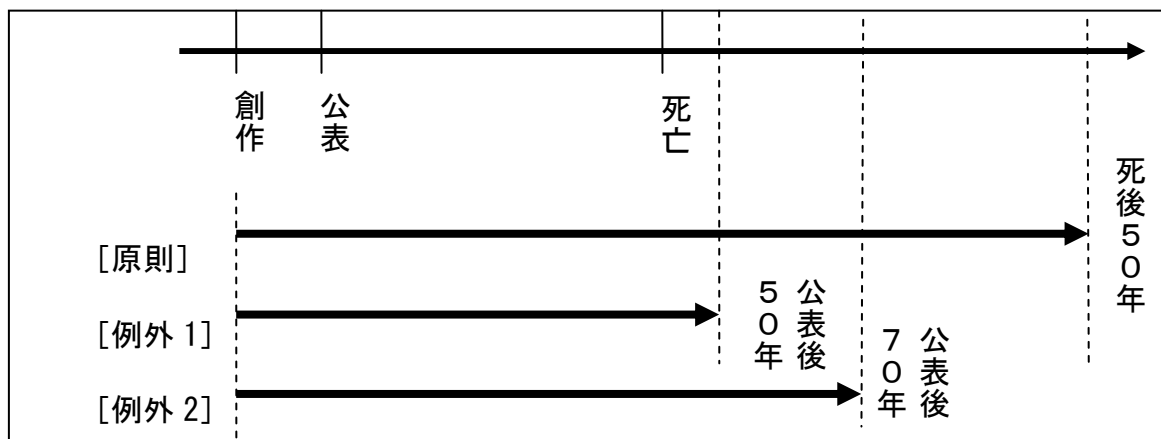
② 法令・通達・判決等

法令、通達、判決は、その内容を広く周知させることが望ましいため、著作権の保護から除外されている(著作権法第13条)。なお、ここには、法令や通達等の公式な案文、外国のもの、廃止されたものも含まれることとされている。

(3) 「著作権の存続期間が満了した」著作物とは？

- 保護期間：著作権が保護される期間。原則として著作者の死後50年まで。この期間が過ぎると自由に利用できる(パブリック・ドメイン)。
 - * 「著作者」：著作物を創作する者。小説なら小説家、論文なら論文執筆者。
 - * 小説などに著作者名の表記がないとき(無名の著作物)や、あまり有名でないペンネームで発表された作品、団体名義で発表されたものは、原則として公表後50年までしか保護されない。

図2 著作権の保護期間の模式図



[原則]：実名で公表した著作物、周知の変名で公表した著作物など

[例外1]：著作者の名義を付けずに公表した著作物、周知でない変名で公表した著作物、団体名義の著作物

[例外2]：映画の著作物

【重要な例外】

- ・昭和 32 年までに公表された写真の著作物の著作権は、すべて消滅。
 - ・昭和 28 年までに公表された映画の著作物(※)の著作権は、すべて消滅。
- ※ 昭和 45 年までに創作された映画の著作物のうち、個人が著作者であるものについては、その個人の死後 38 年まで保護される。

(4) どういった行為に対して著作権が働くか

- ・ 著作権の対象となっている行為に対して働く。複製、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、貸与、頒布など。単に観る、聞く、読むという行為には著作権は働かない。

表 1 著作権の対象となる行為

行 為	及ぶ権利	内 容
未公表の著作物の公表	公表権 (18 条)	公表されていない著作物を著作者に無断で公表する行為。日記や手紙、未公開作品の公開などの場合に問題となる。
著作物の公表時の著作者の氏名の表示	氏名表示権 (19 条)	著作物の公表の際に著作者に無断で氏名を表示し、または著作者に確認せずに特定の方法で著作者の名義を表示する行為。既に表示されている場合においてそのままの表示を行うことや、公正な慣行に従って著作者名の表示を省略することは無断で行ってもよい。
著作物の無断改変等	同一性保持権 (20 条)	著作物の題号や内容を著作者に無断で改変したり、タイトルを勝手に付けたりする行為。著作物の利用の性質上やむを得ない場合などの場合には無断で行ってもよい。
複製	複製権 (21 条)	印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製する行為。筆写、プリントアウト、ダウンロード等も含まれる。
公の上演・演奏	上演・演奏権 (22 条)	脚本を上演し、楽曲を演奏・歌唱する行為。レコードを再生する行為など、上演・演奏を録音録画したものを再生する行為も含まれる。
公の上映	上映権 (22 条の 2)	著作物を映写幕その他の物に映写する行為。静止画の映写や不特定少数への異時映写も含まれる。
公衆送信	公衆送信権 (23 条 1 項)	公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと。アップロード行為（送信可能化）を含む。「同一の構内」での送信（プログラム以外）や特定少数への送信は除かれる。
公の伝達	伝達権 (23 条 2 項)	公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達する行為。街頭テレビ、待合室でテレビやラジオなどを流すことなどが含まれる。
公の口述	口述権 (24 条)	言語の著作物を朗読その他の方法により公に口頭で伝達する行為。実演に該当する場合は「上演」になる。
公の展示	展示権 (25 条)	美術の著作物又は未公表の写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利。
公の頒布	頒布権 (26 条)	映画の著作物の複製物を公に貸与し、又は譲渡する行為。ビデオやDVDの新品の販売や貸出しなどが含まれる。

公の譲渡	譲渡権 (26条の2)	映画の著作物以外の著作物の複製物を公に譲渡する行為。中古販売は除かれる。「譲渡権」の対象となる。
公の貸与	貸与権 (26条の3)	映画の著作物以外の著作物の複製物を貸与する行為。
翻訳・翻案等	翻訳・翻案権 (27条)	翻訳、翻案、変形などを行う行為。

[著作権の対象とはならない行為の一例]

- ・紙媒体の出版物などを閲覧させる行為（マンガ喫茶など）
- ・出版物の展示（本の展示会など）
- ・絵本の表紙を切り抜いてポスターなどに貼り付ける行為
- ・新聞記事を切り抜いてスクラップを作る行為

(5) 権利制限規定が適用できる場合

- ・「権利制限規定」：一定の行為について、この「著作権」が働かないこととするための規定。

表2 主な権利制限規定

権利制限規定	関係する権利	権利制限規定の内容
私的使用のための複製 (30条)	複製権	自分自身や家族、親しい友人が使う目的で著作物をコピーしたり録画したりダビングしたりする場合に適用される。コンビニエンスストアのコピー機でのコピーやビデオデッキでの放送番組の録画などが該当する。 DVD録画デッキやMD録音デッキなどで録音録画する場合には、機器や媒体にあらかじめ「私的録音録画補償金」が上乘せされている。 ※ H21改正により、情を知って違法サイトから音楽・映像をダウンロードした場合には適用されないこととなった。
図書館等における複製 (31条)	複製権	図書館のコピーサービスや保存目的の媒体変換、他の図書館の請求に応じて絶版資料を蔵書にするために所蔵館でマイクロ製品を作成する場合などに適用される。コピーサービスの場合には、「著作物の一部分」「一人につき一部」「調査研究目的に限定」など、様々な厳しい条件が付されている。 ※ H21改正により、国立国会図書館の蔵書を保存目的によりデジタル化することができるようになった。
引用 (32条1項)	すべての著作権	自分の著作物の中に別の著作物を取り込む場合に適用される。ただし、「主従関係」、「明瞭区分性」、「出所の表示」などの要件をクリアする必要がある。
教科用図書等への掲載 (33条)	複製権	いわゆる「検定教科書」「教師用指導書」に著作物を掲載する場合に適用される。著作者への通知と文化庁長官が定める補償金の支払いが必要。 ※ 教科書レーダーや参考書、教科書準拠問題集へは適用されず。
拡大教科書の作成	複製権	教科用図書（いわゆる「学校教科書」）を拡大した図書（拡大教科書）を作成する場合に適用される。

(33条の2)		ただし、教科書会社への通知が必要。なお、営利目的の場合には著作権者への補償金の支払いが必要。
授業での使用のための複製 (35条1項)	複製権	教育機関での授業を担当する人や受講する人が授業で使うために必要な範囲内で著作物を複製する場合に適用される。
試験問題としての複製等 (36条)	複製権 公衆送信権	試験問題に著作物を掲載する場合に適用される。「赤本」や問題集等には適用されず。
点字による複製・公衆送信 (37条1・2項)	複製権 公衆送信権	点字図書の作成、点字データの複製やネットワーク配信に適用される。営利目的でも適用がある。
録音図書の作成・公衆送信 (37条3項)	複製権 公衆送信権	点字図書館等において、視覚障害者への貸与のために公表された著作物を録音する場合と音声データをネットワーク配信する場合に適用される。 ※ H21改正により、①行為主体の範囲の拡大、②複製物の使用目的の拡大、③行為対象物の範囲の縮小、④行為種類の拡大、⑤市販物がある場合の適用除外がなされた。(後述)
リアルタイム字幕の作成・公衆送信 (37条の2)	複製権 公衆送信権	聴覚障害者情報提供施設等において、放送・有線放送される著作物を専ら聴覚障害者のために音声文字にしてするリアルタイムの送信を行うことができるという規定。 ※ H21改正により、①行為主体の範囲の拡大、②複製物の使用目的の拡大、③行為対象物の範囲の拡大、④行為種類の拡大、⑤市販物がある場合の適用除外がなされた。(後述)
非営利・無料の上演等 (38条1項)	上演・演奏権 口述権 上映権	営利を目的とせず、聴衆や観衆から料金を徴収しない場合には、自由に著作物を上演、演奏、口述、上映することができるという規定。様々な場面で適用されている。
家庭用受信装置を用いた著作物の伝達 (38条3項後段)	伝達権	市販のテレビやラジオを使った場合には、たとえ営利目的であったとしても、テレビ放送やラジオ放送を不特定の人などに視聴させることができるという規定。定食屋さんや理髪店、喫茶店、銭湯などでテレビやラジオが流されている場合などに適用される。
非営利・無料の貸与 (38条4項)	貸与権	営利を目的とせず、貸与を受ける者から料金を徴収しない場合には、自由に図書や雑誌、音楽CD、絵画、写真などを貸与することができるという規定。ビデオやDVDソフトなどの映画ソフトには適用されない。
特定非営利施設による無料の映画の著作物の複製物の貸与 (38条5項)	頒布権(貸与によるものに限定)	視聴覚センターや公立図書館が、利用者から料金を徴収しないときは、補償金を支払いさえすればビデオソフトやDVDソフトを貸し出すことができるという規定。 ※ H21改正により、聴覚障害者用の字幕・手話付きビデオソフト等の貸出にも適用されることに。
翻訳、翻案等による利用(43条)	翻訳・翻案権	42条まで列記されている権利制限規定の一部につき、翻訳や翻案まで拡大して利用することを許容する規定。

		※ H21 改正により、音声化等の場合は、これまで翻訳しかできなかったのが、変形・翻案も可能となった。
複製権の制限により作成された複製物の譲渡(47条の4)	譲渡権	複製権の権利制限規定に基づき作成した複製物のほとんどにつき、譲渡権が及ばないこととした規定。31条1号、35条1項、36条1項、42条に基づく場合は映画の著作物の複製物の譲渡には適用されない。 * H21 改正により、条文番号が47条の9に。また、視覚障害者等のために作成した録音物等の譲渡も対象に含めることに。

2 障害者サービスと著作権との関係：今までとこれから

【参考】

- ・「平成 21 年通常国会 著作権法改正について」(文化庁 HP)
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html
- ・「著作権法施行令の一部を改正する政令案の概要」(e-Gov のページ)
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=185000442&OBJCD=&GROUP=>
- ・山下和茂「特別講演録 著作権行政をめぐる最新の動向について」コピーライト 2009. 11 掲載
- ・梅田ひろみ「著作権法改正とこれからの視覚障害者の情報保障」視覚障害 2009. 9 掲載

(1) 点字による複製・公衆送信関係(著作権法第 37 条第 1 項・第 2 項)

* 改正なし。

	現行	改正後
行為主体	限定なし	同左
対象物	公表された著作物	同左
行為の目的	限定なし * 営利でも可	同左
行為	点字による複製 点字データの媒体への固定 点字データの公衆送信(放送・有線放送を除く) * 翻訳も可	同左
受益者	限定なし	同左

(2) 録音等による複製・公衆送信関係(著作権法第 37 条第 3 項)

	現行	改正後
行為主体	視覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるもの	視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの(注) * 障害者福祉施設から範囲が拡大。公共図書館や国立国会図書館などが新たに対象に。 * これまで対象だった障害者福祉施設や大学図書館も視覚障害者向けの限定が外され、対象が大幅に

		<p>拡大。</p> <p>* NPO 法人やボランティアグループ等は文化庁長官の指定を受ける必要がある。</p>
対象物	公表された著作物	<p>公表された著作物であって、<u>視覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供、又は提示されているもの（視覚著作物）</u></p> <p>* 音楽 CD、ラジオ番組の録音ができなくなる。〔ただし、H21 改正法施行前に音楽 CD・ラジオ番組を録音したものは、改正前に認められた範囲に限って使用可(H21 改正法附則第 2 条)〕</p>
行為の目的	専ら視覚障害者向けの ・貸出の用に供するため ・自動公衆送信の用に供するため	<p>専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するため</p> <p>* 貸出、自動公衆送信のほか、口述、譲渡（販売・交付など）も可能に。</p> <p>* 貸出、口述は非営利・無料で行う必要あり（38 条 1 項と 4 項を適用する必要があるため）</p>
利用可能な範囲	特に定めなし	<p>必要と認められる限度内</p> <p>* 限定される印象だが実際上の支障はないものと思われる。</p>
行為	<p>・録音</p> <p>・〔録音物の〕自動公衆送信（送信可能化を含む）</p> <p>* 翻訳も可（43 条）</p>	<p>・当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式による複製</p> <p>・自動公衆送信（送信可能化を含む。）</p> <p>* 翻訳、変形又は翻案も可（43 条）</p> <p>* 録音のほか、テキストデータ作成、拡大などが可能に。</p> <p>* 翻案が可能となるので、さわる絵本の作成、話のリライト等が可能に。</p>
受益者	視覚障害者	<p>視覚障害者<u>その他視覚による表現の認識に障害のある者</u></p> <p>* 視覚障害者以外にも、発達障害者、読字障害者等も対象に。</p>

(注) 現行政令との差異

施設の種類	現行	改正案(*)
①児童福祉法第 7 条第 1 項の知的障害児施設及び盲ろうあ児施設	視覚障害者向けの施設に限定（1 号）	限定なし
②大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設	視覚障害者向けの学部学科等に限定	限定なし

	の上文化庁長官指定が必要(6号)	
③国立国会図書館	規定なし	新設
④身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館、点字出版物刊行所等に限定(2号)	限定なし
⑤図書館法第2条第1項の図書館	規定なし	新設
⑥学校図書館法第2条の学校図書館	視覚特別支援学校に設置されている図書館に限定(3号)	限定なし
⑦老人福祉法第5条の3の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	視覚障害者向けの施設に限定(4号)	限定なし
⑧障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第1項に規定する障害者福祉サービス事業(生活介護(第6項)、自立訓練(第13項)、就労移行支援(第14項)又は就労継続支援(第15項)を行う事業に限る。)を行う施設	視覚障害者向け施設に限定(5号)	限定なし
⑨視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人(法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)のうち「視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」	規定なし	新設

(*) 平成21年11月14日に公表された「著作権法施行令の一部を改正する政令案の概要」で列挙されている施設

ただし、

- ・ ①④⑧は非営利目的の法人に限定。
← 現在は「国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人(一般社団法人等)と規定されている。
- ・ ⑤は司書相当職員を配置した図書館に限定。また、設置主体を地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人に限定。
← 私立図書館は一般社団法人・一般財団法人立も含まれるため、録音等ができる施設(＝著作権法第31条の複製ができる施設)よりも範囲が狭い。

※ ボランティアグループによる複製等の扱い

ボランティアグループによる複製等については、

- ① 障害者の自宅において録音物を作成するような場合
- ② 障害者自身と個人的関係のある者が録音物を作成するような場合
などは、第30条の私的使用目的の複製に該当すると解釈されている。
(「文化審議会著作権分科会報告書」平成21年1月, p.42.)
また、「政令指定の対象とな」る「公共図書館等の活動に協力するという形態をとることなどにより」、「これまで同様、ボランティア・・・が拡大図書を作成を行うことは可能」とされている。(H21改正法案審議時の国会答弁から)
その他の場合には、文化庁長官の指定を受ける必要が出てくることになる。

(3) 字幕・手話等による複製・自動公衆送信関係 (著作権法第 37 条の 2 第 1 号関係)

	現行	改正後
行為主体	聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるもの	聴覚障害者 <u>その他聴覚による表現の認識に障害のある者の福祉に関する事業を行う者</u> で政令で定めるもの (注) * 条文上は範囲が広がった印象を受けるが、政令案によればほとんど広がっていない印象。
対象物	放送され、又は有線放送される著作物	公表された著作物であって、聴覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、又は提示されているもの (聴覚著作物) * 放送中のものでも可能となった。
行為の目的	専ら聴覚障害者の用に供するため	専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するため * 聴覚障害者以外にも、発達障害者、知的障害者等も対象に。
利用可能な範囲	特に定めなし	必要と認められる限度内 * 限定される印象だが実際上の支障はないものと思われる。
行為	・当該放送され、又は有線放送される著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信 * 翻案 (要約に限る。) も可 (43 条)	・当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすること <u>その他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式</u> により、複製し、又は自動公衆送信を行うこと * 翻訳又は翻案も可 (43 条) * 手話により行うことも可能に。 * 自動公衆送信のほか、字幕や手話を固定した媒体を販売・交付等 (47 条の 9) することも可能に。 * 翻訳や知的障害者向けに内容をリライトすることなども可能に。
受益者	聴覚障害者	聴覚障害者 <u>その他聴覚による表現の認識に障害のある者</u> * 聴覚障害者以外にも、発達障害者、知的障害者等も対象に。

(注) 現行政令との差異

施設の種類	現行	改正案(*)
身体障害者福祉法第 5 条第 1 項の視聴覚障害者情報提供施設	聴覚障害者に限定	その他聴覚による表現の認識に障害のある者まで拡張

聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち「聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの	聴覚障害者に限定	その他聴覚による表現の認識に障害のある者まで拡張
---	----------	--------------------------

(*) 平成21年11月14日に公表された「著作権法施行令の一部を改正する政令案の概要」で列挙されている施設

(4) 字幕・手話付きビデオソフト作成関係（著作権法第37条の2第2号関係）

	現行	改正後
行為主体	聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるもの	聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの（注） * こちらはかなり範囲が拡張され、公共図書館、大学・高専図書館、学校図書館が新たに対象に。
対象物	放送され、又は有線放送される著作物	公表された著作物であって、聴覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、又は提示されているもの（聴覚著作物） * 放送中のものでなくても可能となった。
行為の目的	専ら聴覚障害者の用に供するため	専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するため、かつ、当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため * 聴覚障害者以外にも、発達障害者、知的障害者等も対象に。 * 聴覚障害者等への貸出用に限定。 * 貸出には著作権者に補償金を支払う必要あり（38条5項）
利用可能な範囲	特に定めなし	必要と認められる限度内 * 限定される印象だが実際上の支障はないものと思われる。
行為	・当該放送され、又は有線放送される著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信 * 翻案（要約に限る。）も可（43条）	・専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る） * 翻訳又は翻案も可（43条） * 手話により行うことも可能に。

		<ul style="list-style-type: none"> * こちらは自動公衆送信はできず。 * 翻訳や知的障害者向けに内容をリライトすることなども可能に。
受益者	聴覚障害者	聴覚障害者 <u>その他聴覚による表現の認識に障害のある者</u> <ul style="list-style-type: none"> * 聴覚障害者以外にも、発達障害者、知的障害者等も対象に。

(注) 現行政令との差異

施設の種類	現行	改正案(*)
①大学・高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設	規定なし	新設
②身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設	聴覚障害者に限定	限定なし
③図書館法第2条第1項の図書館	規定なし	新設
④学校図書館法第2条の学校図書館	規定なし	限定なし
⑤聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）のうち「聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの	聴覚障害者に限定	その他聴覚による表現の認識に障害のある者まで拡張

(*) 平成21年11月14日に公表された「著作権法施行令の一部を改正する政令案の概要」で列挙されている施設

ただし、

- ・ ②は非営利目的の法人に限定。
← 現在は「国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（一般社団法人等）」と規定されている。
- ・ ③は司書相当職員を配置した図書館に限定。また、設置主体を地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人に限定。
← 私立図書館は一般社団法人・一般財団法人立も含まれるため、録音等ができる施設（＝著作権法第31条の複製ができる施設）よりも範囲が狭い。
- ・ 文部科学省令で定める基準に従って貸出を行う者に限定。

(5) 対面朗読

対面朗読については適用条文（38条1項）の改正が無かったため、改正前後での変化はない。

すなわち、

- ・ 口述に該当。
- ・ 38条1項に基づき、営利を目的とせず、料金を徴収しない場合に限り、許諾不要。ただし、対面朗読を行う人に報酬を支払う場合には、この規定が適用できないため、許諾が必要になる。

※ 法改正により、対面朗読を録音した媒体を利用者に提供することが無許諾で行えるようになった。

平成 21 年度著作権法一部改正法 新旧対照表（障害者サービス関係箇所のみ）

現行	改正法施行後
<p>(教科用拡大図書等の作成のための複製等)</p> <p>第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。</p> <p>2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。</p> <p>3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。</p> <p>4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録(<u>同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。</u>)の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。</p> <p>(点字による複製等)</p> <p>第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。</p> <p>2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。)を行うことができる。</p> <p>3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉</p>	<p>(教科用拡大図書等の作成のための複製等)</p> <p>第三十三条の二 〔改正なし〕</p> <p>2 〔改正なし〕</p> <p>3 〔改正なし〕</p> <p>4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。</p> <p>(視覚障害者等のための複製等)</p> <p>第三十七条 〔改正なし〕</p> <p>2 〔改正なし〕</p> <p>3 視覚障害者その他視覚による表現の認</p>

の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。

(聴覚障害者のための自動公衆送信)
第三十七条の二 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声^{（一）}を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

識に障害のある者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者によ

<p>(営利を目的としない上演等)</p> <p>第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。</p> <p>5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者(第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。</p>	<p><u>り、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。</u></p> <p>(営利を目的としない上演等)</p> <p>第三十八条〔改正なし〕</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 〔改正なし〕</p> <p>5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るものに限り、<u>営利を目的として当該事業を行うものを除く。</u>)は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者(第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。</p> <p>(翻訳、翻案等による利用)</p> <p>第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、</p>
--	---

(翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

一 (略)

二 第三十一条第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳

三 第三十七条の二 翻案(要約に限る。)

当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

一 (略)

二 第三十一条第一項第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳

三 第三十三条の二第一項 変形又は翻案

四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案

五 第三十七条の二 翻案又は翻案

附 則

(視覚障害者のための録音物の使用についての経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の著作権法(以下「旧法」という。)第三十七条第三項(旧法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて作成された録音物(この法律による改正後の著作権法(以下「新法」という。)第三十七条第三項(新法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に係るものを除く。)の使用については、新法第三十七条第三項及び第四十七条の九(これらの規定を新法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。